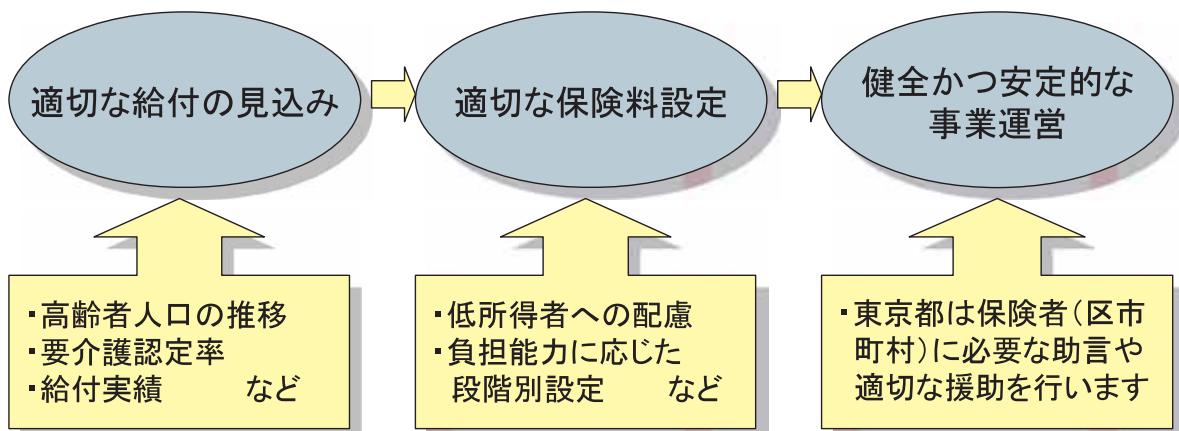


東京都は、今後とも区市町村の介護保険事業の運営が健全かつ安定的に実施されるよう、必要な助言と援助を行っていきます。

#### ＜適切な介護保険事業運営のためのステップ＞



#### 注)「第1号被保険者一人当たり給付額の推移」の各種データ説明

- 第1号被保険者数は、平成12～17年度は、東京都福祉保健局「介護保険事業状況報告(年報)」、平成18～23年度は、各区市町村の推計(平成21年2月調査)である。
- 給付額は、平成12～17年度は、東京都国民健康保険団体連合会「国保連審査支払データ(年間計)」に基づき作成しているため、区市町村の償還払い分は含まれない。平成18～23年度は、各区市町村の推計(平成21年2月調査)である。
- 「施設・居住サービス」とは、介護老人福祉施設(地域密着型を含まない)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び特定施設入居者生活介護(地域密着型含む)である。
- 「地域密着型サービス」は、施設・居住サービスで対象としたサービスを除いている。
- 「居宅サービス」は、施設・居住サービス及び地域密着型サービス以外のサービスである。

## 2 低所得者の負担への配慮

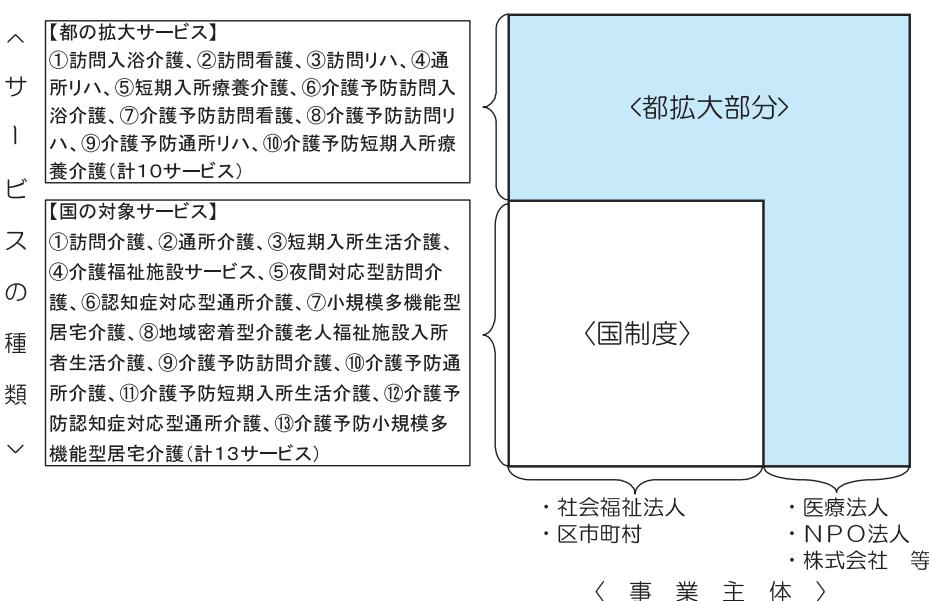
### 【現状と課題】

- 介護保険サービスを利用したときは、利用者は原則としてサービスに要した費用の1割を負担します。また、施設サービスや短期入所サービス等を利用した場合の食費や居住費、滞在費については、利用者の自己負担となります。
- ただし、経済的な理由により、必要な介護サービスを利用できないということがないよう、「高額介護（介護予防）サービス費」<sup>2</sup>や「特定入所者介護（介護予防）サービス費」<sup>3</sup>が支給され、負担が軽減される仕組みとなっています。
- このほか、国の制度として生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業があり、都内1,618か所の事業所で軽減を実施しています。さらに、都においては、軽減対象サービスや事業主体の範囲を拡大し、3,467箇所の事業所で軽減を実施しています。  
(いずれも平成20年8月末時点。介護予防サービスの事業所を含む。)

### 【施策の方向】

- 今後も国の利用者負担額軽減制度の仕組みを活用しつつ、公平性・利便性の観点から、軽減対象サービス及び事業主体の範囲を拡大した形での支援を実施します。

### ＜介護保険サービス利用者負担額軽減制度の概念図＞



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

<sup>2</sup> 高額介護（介護予防）サービス費

介護保険サービスの利用者が1か月に支払った1割負担の合計が、所得段階別に設定された上限額を超えた場合、超えた額が「高額介護（介護予防）サービス費」として、申請により払い戻される。

<sup>3</sup> 特定入所者介護（介護予防）サービス費

低所得者が施設サービスや短期入所サービスを利用した場合、所得に応じて「特定入所者介護（介護予防）サービス費」が支給され、食費や居住費等の負担が軽減される。

**【主な施策】**

- ・社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度〔福祉保健局〕

介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的役割にかんがみ、低所得で生計が困難である人を対象に利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的としています。(国庫補助事業)

- ・介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度〔福祉保健局〕

国制度における生計困難者の利用者負担額軽減制度の対象サービス及び事業主体の範囲を拡大し、より公平で利用しやすい制度としています。(都単独事業)

### 3 異島等への支援

**【現状と課題】**

- 異島や山間地域では、効率性や採算性の問題などから、都市部に比べて介護サービス事業者の参入が進みにくい現状や、介護保険制度の計画的・安定的な運営が困難な側面があります。
- こうしたことから、都は、関係町村と「離島等サービス確保対策検討委員会」を設置し、介護サービス確保のための検討を進めています。
- さらに、島しょ地域における介護保険事業の円滑な運営を支援するため、介護保険業務技術的助言を毎年実施しています。

**【施策の方向】**

- 「離島等サービス確保対策検討委員会」の開催及び介護保険業務技術的助言等を通じて、介護保険制度の安定した運営基盤の確立に向けた支援に取り組んでいきます。

**【主な施策】**

- ・離島等サービス確保対策検討委員会（離島等における介護保険支援事業）〔福祉保健局〕

離島や山間地域における安定したサービスの確保に向け、関係町村と「離島等サービス確保対策検討委員会」を設置し、財政等の広域化も視野に入れた検討を進めています。

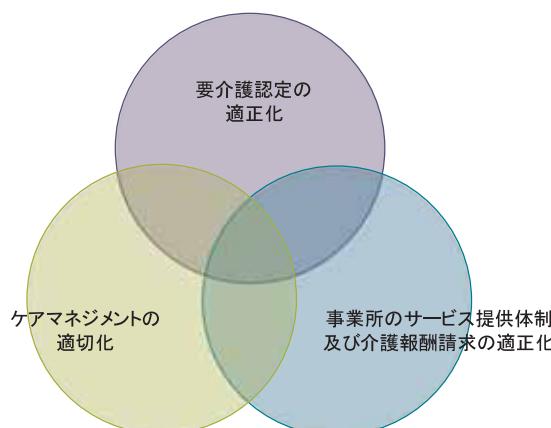
## 第2節 介護保険制度の適正な運営

- 東京都は、区市町村と一体となって、要介護認定の適正化、ケアマネジメントの適切化など介護給付適正化の取組を推進します。
- ルールに従って適正にサービスが提供されるよう、サービス提供事業者や施設に對し、人員・設備等の審査を行い、事業者の指定をしていきます。また、指導検査等を通じ、事業者に対して必要な支援や指導を行います。
- 「介護サービス情報の公表制度」の普及・定着に努めるとともに、「福祉サービス第三者評価制度」の受審を勧め、利用者のサービスの選択の支援とサービスの質の向上に努めています。

### 1 介護給付適正化の推進

#### 【現状と課題】

- 介護給付適正化の基本は、介護サービスを必要とする人（受給者）を適正に認定した上で、適切なケアマネジメントにより受給者が真に必要とするサービスを見極め、事業者がルールに従って適正にサービスを提供するよう促すことです。
- 今後、利用者の増加や介護給付費の増大が見込まれる中、不適切なサービス提供を見直し、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することにより、介護保険制度を持続していかなければなりません。
- 都及び区市町村は、これまで地域の実情に応じた様々な方法で介護給付適正化に取り組んできており、平成19年度には「東京都介護給付適正化プログラム」を策定し、ケアマネジメントの適切化等の目標を設定しました。今後は介護保険事業計画における適正化事業等を、継続的に検証していくことが必要です。



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

## 【施策の方向】

- 認定調査員、主治医及び介護認定審査会委員を対象とした研修を継続して実施し、区市町村を支援します。
- 各区市町村の要介護認定データを検証するとともに、介護認定審査会の運営状況などを分析・検討し、公平・公正な審査判定が確保されるよう専門的な提言を行います。
- 介護給付適正化に取り組む保険者を支援するため、「ケアプラン点検支援マニュアル」(厚生労働省作成) 及び「保険者による住宅改修・訪問調査ハンドブック」(都作成)などの活用方法を区市町村に周知します。
- 介護給付の適正化を含め、介護保険事業計画の検証などを行うため、「東京都介護保険事業推進委員会」を設置し、区市町村と一体となって介護保険事業の推進を図ります。

## 【主な施策】

### ・認定調査員等研修事業【福祉保健局】

区市町村が行う要介護認定の公平・公正性を確保するため、認定調査員、介護認定審査委員及び主治医を対象とした研修を実施し、知識・技能の修得・向上を図ります。

### ・介護認定審査会運営適正化事業【福祉保健局】

要介護認定における審査判定の適正化を推進するため、有識者による「介護認定審査会運営適正化委員会」を設置し、審査判定を行うための専門的な工夫や提案を行います。

### ・介護支援専門員活動支援事業【再掲】【福祉保健局】

介護給付適正化プログラムの重点事項の一つであるケアマネジメントの適切化のための研修を実施します。また、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する包括的・継続的ケアマネジメントの支援が充実するよう、地域包括支援センターの主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を対象とした研修を実施します。

### ・介護保険事業推進委員会【新規】【福祉保健局】

都、区市町村、東京都国民健康保険団体連合会などで構成する「介護保険事業推進委員会」を設置し、介護給付適正化プログラムの評価・検証に加え、第4期介護保険事業支援計画の進行管理などを行い、区市町村と一体となって介護保険事業の推進を図ります。